

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月22日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 <u>実平均勤務時間数</u>（週間勤務時間を<u>実際の勤務日数</u>で除して得た時間数をいう。第13条第1項第15号において同じ。）</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>1時間を単位とする病気休暇を使用した場合において、その使用した当該病気休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員</u> 7時間45分</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u> <u>平均勤務時間数</u>（週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。次条第4項第2号において同じ。）</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p>	<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該年次休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 <u>平均勤務時間数</u>（週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。第13条第4項第2号において同じ。）</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p>

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(22) 略

2～4 略

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(22) 略

2～4 略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第9条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等及び勤務時間等規則第3条の2に規定する育児短時間勤務職員等であつて施行日の前日において年次休暇の残日数に1日未満の端数があるものの施行日以後の令和2年における年次休暇の残日数の1日未満の端数については、当該端数に改正後の勤務時間等規則第11条第2項第2号に規定する実平均勤務時間数を改正前の勤務時間等規則第11条第2項第2号に規定する平均勤務時間数で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）とする。